

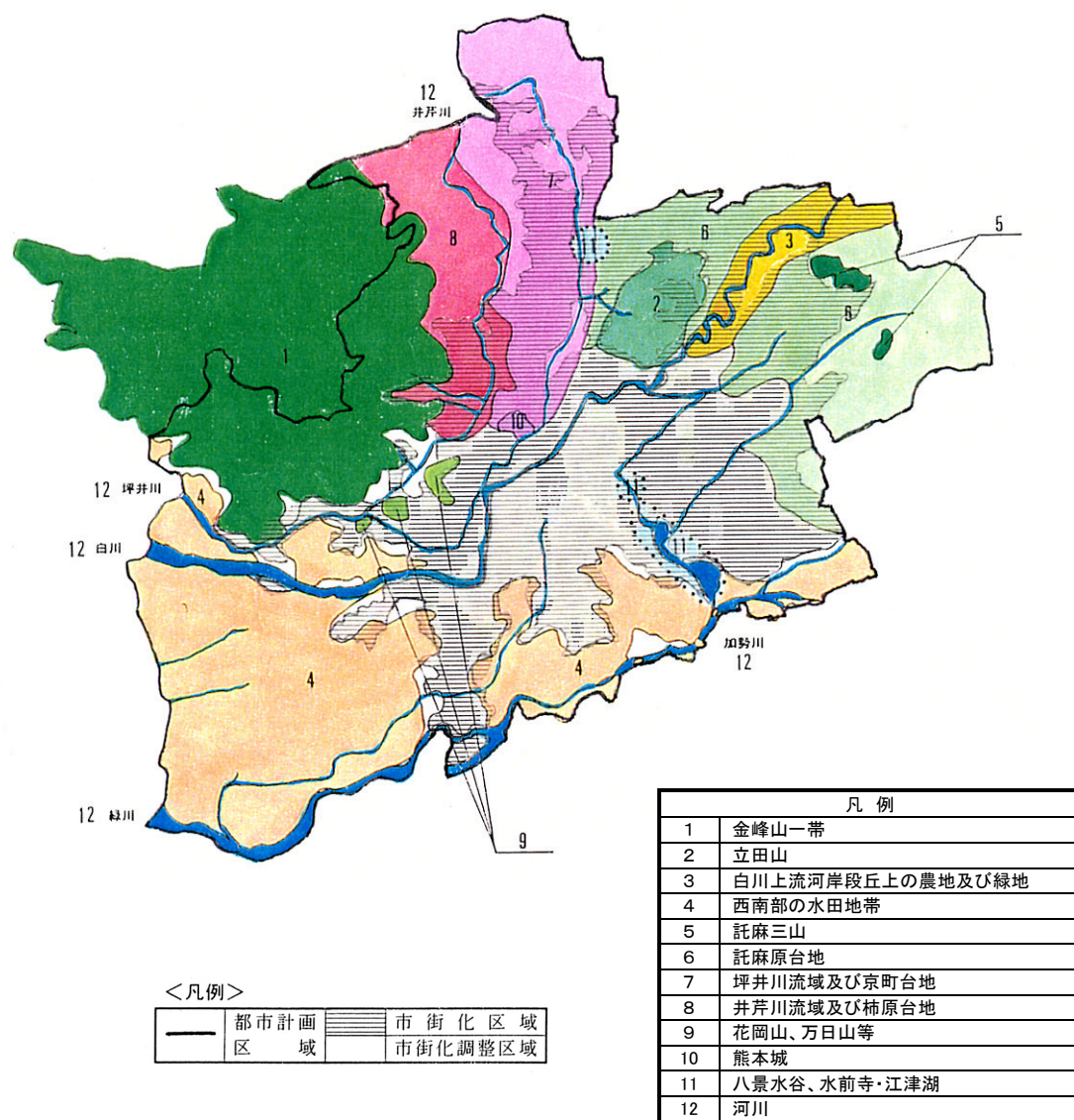
2. 緑の現状と課題

2-1 緑の骨格

熊本市の緑の骨格は、金峰山、立田山、託麻三山等の山々の緑、東部・北部の台地等の台地の緑、水前寺・江津湖等の水辺の緑や水田・畑等の生産緑地等の緑の拠点と、白川、緑川、加勢川、坪井川、井芹川等の河川における緑の軸線とで形成されています。

緑の骨格と軸線を大きく 12 に分類して、それぞれに環境保全・レクリエーション・防災・景観の 4 つの視点から、現況と課題を整理します。

図 4-7 緑の骨格の概要図



(1) 金峰山一帯

○環境保全の視点

- ・金峰山は、本市の樹林地の大部分を占める代表的な緑の拠点です。豊富な森林資源は動植物の生息・生育地であり、樹林の保全とともに生態系への配慮が必要です。
- ・本妙寺や峠の茶屋、千金甲、釜尾等の歴史・文化的環境が豊かな自然環境のもとに育まれています。これらの歴史的環境に残る緑の保全と環境整備を図ることが必要です。
- ・本妙寺や島崎等、山麓の緑豊かな歴史的街並みを保全していくことが必要です。
- ・麓には湧水地が多数分布しています。*地下水かん養に資する保水域であり、樹林の保全を図りつつ、水質保全に配慮していくことが必要です。
- ・金峰山県立自然公園、及び山麓斜面は千金甲、本妙寺山風致地区に指定されていますが、市街地に隣接する斜面緑地の開発が進んでいます。斜面緑地の保全、風致地区内における建築物等の規制等により市街地のバランスをとっていくことが必要です。

○レクリエーションの視点

- ・広域的な森林レクリエーション拠点として、また、有明海沿岸のレクリエーション空間として活用していくことが必要です。

○防災の視点

- ・雨水を貯留し、水害を軽減する機能を果たすため、樹林の保全を図っていくことが必要です。
- ・土砂災害危険箇所が多く分布し、緑地保全とともに防災対策が必要です。

○景観の視点

- ・森の都の背景緑地を構成する本市のシンボルとなる緑であり、斜面緑地の保全を図っていく必要があります。
- ・山頂からは、熊本市内や南部の水田地帯、阿蘇の山並み、植木台地、有明海と 360 度に広がる景観を展望する場所として活用していくことが必要です。

(2) 立田山

○環境保全の視点

- ・市街地に取り囲まれた緑の島を形成し、本市の代表的な緑の拠点です。豊かな自然環境は、動植物の生息・生育地となっており、都市環境の保全に寄与しています。近年、斜面緑地の宅地化が目立ってきており、積極的に保全を図っていくことが必要です。
- ・肥後藩主細川家ゆかりの泰勝寺跡等、史跡、文化財が点在しています。これらの歴史、文化的環境に育まれた緑の保全と有効活用を図っていくことが必要です。
- ・麓には湧水地が多数分布しています。*地下水かん養に資する保水域であり、樹林の保全を図りつつ、水質保全に配慮していくことが必要です。
- ・金峰山県立自然公園、及び風致地区に指定されており、風致地区内の建築物等の規制により、住宅地においては周辺環境に調和した緑豊かな住宅地を形成していくことが必要です。

○レクリエーションの視点

- ・森林レクリエーションの拠点として環境整備が進められており、都市近郊の身近な緑の拠点として積極的に活用していくことが必要です。

○防災の視点

- ・ 雨水を貯留し、水害を軽減する機能を果たすため、樹林の保全を図っていくことが必要です。
- ・ 南、北麓の斜面緑地は土砂災害危険箇所が分布し、緑地保全とともに防災対策が必要です。

○景観の視点

- ・ 森の都の市街地景観を形成する*ランドマークであり、斜面緑地の保全を図っていくことが重要です。また、巨樹古木や屋敷林等を保全し、景観資源としての活用を図ることが必要です。

（３）白川上流河岸段丘上の農地及び緑地

○環境保全の視点

- ・ 市街地近郊における動植物の生息・生育地となっているとともに、都市環境を保全しています。近年、宅地開発等により農地や斜面緑地の減少が進んでいるため、保全していくことが必要です。
- ・ *地下水かん養域であり、農地及び緑地の保全を図りつつ水質保全に配慮していくことが必要です。

○防災の視点

- ・ 洪水時には雨水を貯留し、水害を軽減する機能を果たすため、農地や斜面緑地の保全を図っていくことが必要です。

○景観の視点

- ・ 河岸段丘上に連続する斜面緑地は、都市景観に緑量感を感じさせます。特に、斜面緑地を積極的に保全していくことが必要です。また、巨樹古木や屋敷林等を保全し、景観資源としての活用を図ることが必要です。

（４）南西部の水田地帯

○環境保全の視点

- ・ 広大な水田地帯は、本市の特徴的な緑です。市街地を囲むグリーンベルトを形成していますが、近年、市街地の拡大によってグリーンベルトは狭くなってきています。連続性のあるグリーンベルトを保全していくことが必要です。
- ・ まとまりのある樹林地が少なく、拠点となる緑地の保全、創出が必要です。特に海岸部においては非常に少なくなっているため、海岸沿いに連続する緑地等が必要です。

○レクリエーションの視点

- ・ 熊本新港を核とした有明海沿岸レクリエーション空間の可能性について、検討することが必要です。

○防災の視点

- ・ 洪水時には雨水を貯留し、水害を軽減する機能を果たすため、保全を図っていくことが必要です。

○景観の視点

- ・四季折々に変化する美しい田園景観は、本市の特徴的なふるさと景観となっています。貴重な景観資源として、農地の保全を図っていく必要があります。また、巨樹古木や屋敷林等を保全し、景観資源としての活用を図る必要があります。

（５）託麻三山

○環境保全の視点

- ・周辺は市街化が進んでおり、都市緑地として公有地化が進められています。動植物の生息・生育地であるとともに、また、都市環境の保全に寄与しています。
- ・*地下水かん養に資する保水域であり、樹林地の保全を図り、水質保全に配慮していく必要があります。

○レクリエーションの視点

- ・自然観察や環境学習等、身近な野外活動の拠点として積極的な活用を図る必要があります。

○防災の視点

- ・山麓の土砂災害危険箇所においては防災対策が必要です。

○景観の視点

- ・東部地区の*ランドマークとなっています。特に、斜面緑地は積極的に保全していく必要があります。

（６）託麻原台地

○環境保全の視点

- ・郊外に広がる畑地や樹林は、南西部の水田地帯と連続して、市街地を取り巻くグリーンベルトを形成しています。近年、東部の市街化が進み、グリーンベルトが狭く、分断、細分化されてきています。グリーンベルトを保全していく必要があります。
- ・重要な*地下水かん養域です。市街地の拡大に伴い、緑地は急激に減少しています。緑地の保全を図り、水質保全に配慮していく必要があります。
- ・台地上は市街化が進み住宅地が密集しています。市街化区域に残る農地や樹林地は、開発によって消失してしまう危険性が高いため、積極的に保全を図っていく必要があります。

○防災の視点

- ・郊外に新興住宅地が形成され、人口が増加しています。災害時の避難路、避難場所の確保等、防災基盤の整備、防災ネットワークの確立が必要です。

○景観の視点

- ・郊外に広がる畑地帯は、のどかな田園風景を残していますが、市街化の進展に伴い、その風景は変化してきています。農地の保全、集落内に残る巨樹古木や屋敷林の保全を図り、景観資源としての活用を図る必要があります。

(7) 坪井川流域及び京町台地

○環境保全の視点

- ・坪井川上流の農地、台地の斜面緑地は、市街地近郊における貴重な緑であり、動植物の生息・生育地となっています。近年、斜面緑地の開発が目立ってきているため、積極的に保全していくことが必要です。
- ・*地下水かん養域および保水域であるため、農地や樹林を保全しつつ、水質保全に配慮していくことが必要です。

○レクリエーションの視点

- ・水と緑のレクリエーション空間としての、坪井川緑地の利用活性化を図っていくことが必要です。

○防災の視点

- ・市街地中心部の水害を軽減するため、農地の保全を図っていくことが必要です。
- ・台地斜面には土砂災害危険箇所が分布し、緑地保全とともに防災対策が必要です。

○景観の視点

- ・台地縁辺部に残る斜面緑地は、市街地の背景緑地となり、森の都の市街地景観を形成する重要な緑です。市街地から目立ちやすい斜面緑地の保全を図りつつ、台地斜面に形成された住宅地においては、緑豊かな街並みを形成していく必要があります。
- ・集落内に残る巨樹古木や屋敷林の保全を図り、景観資源として活用していくことが必要です。

(8) 井芹川流域及び柿原台地

○環境保全の視点

- ・井芹川上流の農地や台地の斜面緑地は、市街地近郊において都市環境を保全し、動植物の生息・生育地となっています。近年、斜面緑地の開発が目立ってきているため、積極的に保全していくことが必要です。
- ・*地下水かん養域及び保水域であり、農地や樹林を保全しつつ、水質保全に配慮していくことが必要です。

○レクリエーションの視点

- ・井芹川及び流入小河川はホタルやサワガニが生息する等自然環境に富んでいます。そのため、自然観察会の実施等環境教育の場として活用していくことが必要です。

○防災の視点

- ・下流域の水害を軽減するため、農地の保全を図っていくことが必要です。
- ・台地斜面には土砂災害危険箇所が分布し、緑地保全とともに防災対策が必要です。

○景観の視点

- ・台地縁辺部に残る斜面緑地は、市街地の背景緑地となり、森の都の市街地景観を形成する重要な緑です。市街地から目立ちやすい斜面緑地の保全を図りつつ、台地斜面に形成された住宅地においては緑豊かな街並みを形成していくことが必要です。
- ・集落内に残る巨樹古木や屋敷林の保全を図り、景観資源として活用していくことが必要です。

(9) 花岡山、万日山等

○環境保全の視点

- ・市街地近郊の丘陵地で、身近な緑の拠点として市民に親しまれています。動植物の生息・生育地となっているとともに、都市環境を保全する機能を果たしているため、緑地の保全を図っていくことが必要です。
- ・官軍墓地（陸軍埋葬地）や古墳群等の歴史・文化的資源が点在し、これらの歴史、文化的環境に育まれた緑を保全しつつ、有効活用していくことが必要です。
- ・風致地区に指定されている花岡山、万日山に隣接した熊本駅周辺地域は、熊本市都市マスタープランに副都心として位置づけられており、九州新幹線の建設、J R鹿児島本線等の鉄道高架化に伴い、副都心に相応した都市づくりが求められています。今後、「森の都」にふさわしい玄関口として、緑との共存を図りながら整備をしていくことが必要です。
- ・*地下水かん養に資する保水域であり、樹林の保全を図り、水質保全に配慮していくことが必要です。

○レクリエーションの視点

- ・身近なふるさとの山として市民に親しまれています。緑のレクリエーション拠点として有効活用していくことが必要です。

○防災の視点

- ・雨水を貯留し、水害を軽減する機能を果たすため、樹林の保全を図っていくことが必要です。
- ・急傾斜地には土砂災害危険箇所が分布し、地域の*ランドマークとなっている斜面緑地の保全とともに防災対策が必要です。

○景観の視点

- ・市街地から目立ちやすく、地域の*ランドマークとなっているため、斜面緑地の保全を図っていくことが必要です。
- ・山頂から南部の水田地帯や市街地を一望でき、ふるさと景観を眺望する場所として活用していくことが必要です。

(10) 熊本城

○環境保全の視点

- ・熊本城は、都市における貴重な*オープンスペースを提供し、また、動植物の生息・生育地となる豊かな自然環境を育んでいます。森の都のシンボルとして、緑の保全、整備を図っていくことが必要です。

○レクリエーションの視点

- ・国の特別史跡に指定され、日本三名城の一つに数えられています。国内外から多くの観光客が訪れるとともに、市民のレクリエーションの場としても親しまれています。歴史的環境の保全とともに有効活用を図っていくことが必要です。

○防災の視点

- ・災害時の広域避難場所に指定されており、防災拠点性能の向上、避難路や防災ネットワ

ークを確立していく必要があります。

○景観の視点

- ・森の都の象徴的な存在であり、歴史と自然が調和した質の高いシンボル景観を保全、継承していく必要があります。

(11) 八景水谷、水前寺・江津湖

[八景水谷]

○環境保全の視点

- ・坪井川に隣接し、湧水地周辺は水と緑に育まれた豊かな自然環境を形成しています。
- ・近年、湧水量が減少しています。市域のみならず、地下水をかん養している上流地域の保全対策を講じる必要があります。
- ・八景水谷は細川綱利の茶亭として造られ、水と緑に育まれた趣のある環境が育まれています。自然と調和した豊かな環境を守り育てていく必要があります。

○レクリエーションの視点

- ・湧水地周辺は公園化されており、水と緑のオアシスとして市民の憩いの場となっています。自然観察や自然とのふれあいを楽しむレクリエーション空間として活用していく必要があります。

○防災の視点

- ・災害時の一時避難場所に指定されており、防災避難地として積極的に保全していく必要があります。

○景観の視点

- ・湧水地周辺の水辺と緑に恵まれた景観を大切に守り育てていく必要があります。

[水前寺・江津湖]

○環境保全の視点

- ・周辺は市街地に囲まれています。湧水地周辺は水と緑に育まれた豊かな自然環境を形成しています。トンボや淡水魚類、野鳥等の多くの生物が生息しています。
- ・*ビオトープの拠点として保全を図り、ネットワークを図っていく必要があります。
- ・江津湖には、スイゼンジノリをはじめとして、ヒメバイカモ等の希少植物が生育しています。これらの生育環境を積極的に保全していく必要があります。
- ・湧水量の減少、地下水位の低下等が生じています。市域のみならず、地下水をかん養している上流地域の保全対策を講じる必要があります。
- ・水前寺成趣園は肥後藩主細川家の庭園であり、史跡や文化財が多く残っており、水と緑に育まれた趣のある歴史的環境が育まれています。自然と歴史が調和した豊かな環境を守り育てていく必要があります。

○レクリエーションの視点

- ・湧水地周辺は公園化されており、水と緑のオアシスとして観光客や市民の憩いの場となっています。自然観察や環境学習の拠点、自然とのふれあいを楽しむレクリエーション空間として活用していく必要があります。

○防災の視点

- ・洪水時には雨水を貯留し、水害を軽減する機能を果たすため、積極的に保全していくことが必要です。

○景観の視点

- ・湧水地周辺の恵まれた自然景観は、水と森の都のシンボルとなる景観です。歴史的環境とあわせて大切に守り育てていくことが必要です。

(12) 河川

○環境保全の視点

- ・河岸の緑は、本市の自然環境を育む緑の骨格軸です。動植物の生息・生育地であり、*ビオトープの基軸を形成しています。河岸に残る自然環境の保全、多自然型の護岸整備等、生態系に配慮した環境にやさしい川づくりが必要です。
- ・有明海側から市内に風を吹き込む風の道として機能し、*ヒートアイランド現象の緩和に寄与しています。快適な都市環境の形成を図るため、河川緑地の保全、整備を図り、緑の軸をつなげていくことが必要です。

○レクリエーションの視点

- ・歩いて楽しめる散歩道や親水空間の整備、魚釣りやボート遊び等、市民の身近なレクリエーション空間を提供していくことが必要です。

○防災の視点

- ・白川の河川敷は、災害時の広域避難場所に指定されています。また、河川は火災の延焼遮断帯として機能します。河川敷公園の整備、川沿いに緑地帯や緑道を形成していくことが必要です。
- ・主要河川の氾濫や都市型水害が発生しています。市では安全な都市づくりを進めるため、河川改修を進めていますが、河川の安全性を確保しつつ、生態系や自然景観に配慮した川づくりを展開していくことが必要です。

○景観の視点

- ・緑豊かな水辺の景観は、都市景観にゆとりと潤いを与えます。既存の河畔林、緑地を保全しつつ、新たな緑を創出していくことが必要です。

2-2 熊本市を取り巻く緑

熊本市を取り巻く阿蘇外輪山の山々や北の植木台地の緑は、白川等の河川流量の安定化をもたらすとともに、熊本市の重要な地下水のかん養域となっています。

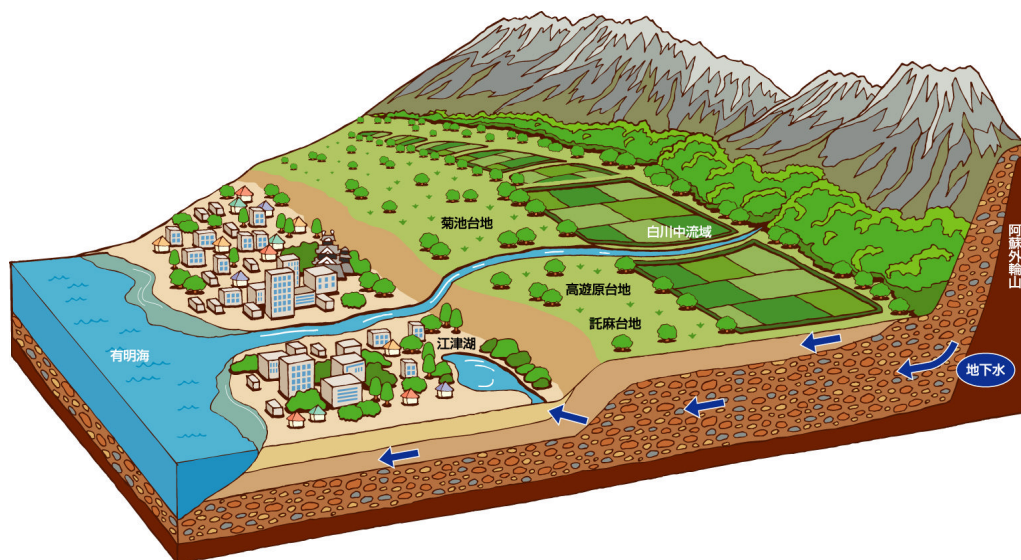
熊本市では、昭和 28 年の白川大水害を契機に、水害発生源である同流域上流の阿蘇白水村から*水土保持を目的に、「流域保全森林整備」として造林事業に着手しました。平成元年度からは地下水保全を目的に、*地下水かん養域である菊池郡大津町や阿蘇郡西原村等において、水源かん養林整備を行っています。

平成 11 年度からは、西原村、矢部町と*「森林整備協定」を締結するなど、上流自治体と連携した森林づくりを推進し、平成 15 年度末までに 568ha を整備しました。

さらに、今後の造成事業についても*地下水かん養を目的とした森林整備が必要なため、平成 16 年 2 月に*「熊本市水源かん養林整備方針」を策定しました。これに基づいて、平成 16 年度から新たに、大津町、高森町と*「森林整備協定」を結び、*水源かん養林の拡大を進めています。

今後は、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があるために、整備順位や整備手法については、国・県あるいは関係市町村や民間事業者とも連携しながら効率的に進めていくことが必要です。

図 4-8 熊本市を取り巻く緑と地下水



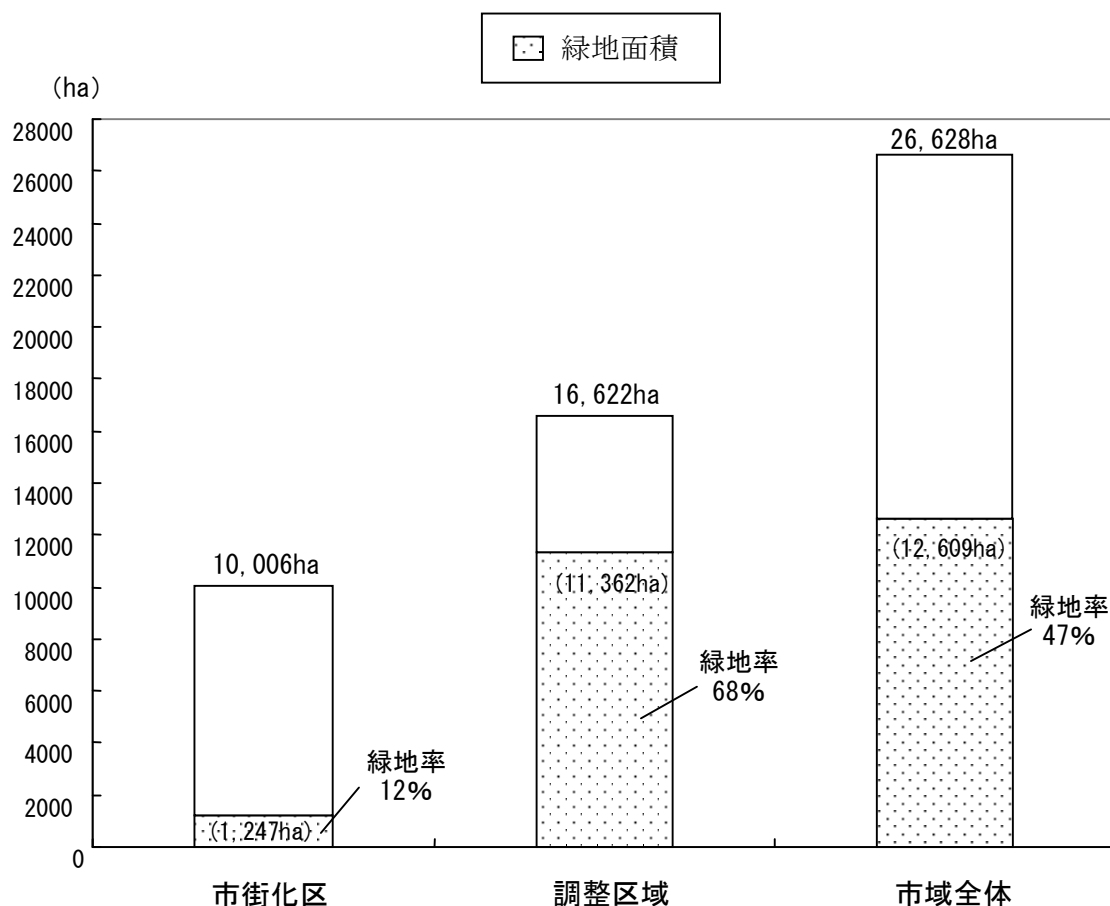
2-3 緑地の現状

都市公園や学校の緑地、道路の緑地帯や河川等の施設緑地、また、法律や条例・協定によって守られている風致地区や緑地協定地区、地域制緑地等、永続性の高い緑の多い地域を「緑地」といいます（3頁参照）。

本市における緑地の合計面積は、市域全体で12,609ha、市域全体に占める緑地率は47%です。市街化区域、調整区域別に見ると、市街化区域の緑地面積1,247ha、緑地率12%であるのに対して、調整区域は、緑地面積11,362ha、緑地率68%であり、緑地の大部分は調整区域に分布しています。

都市化の進展にともなって緑地が減少していくことが予想されます。後世に向けて、「森の都」の印象を維持し、高めていくためには、施設緑地の整備のみならず、既存の緑地の保全強化や協定等の締結による市街地での緑豊かな街並みの形成等、「緑地」を多く確保することが重要です。

図4-9 緑地の状況



資料：平成13年度

表 4－1 緑地面積の現況

(ha)

分類		緑地の種類	市街化区域	調整区域	市域
施設緑地		都市公園	442	110	552
		生活環境保全林	0	150	150
		社会体育施設	2	9	11
		学校緑地	88	5	93
		公共公益施設緑地	126	5	131
		道路緑地	30	22	52
		河川区域	181	960	1, 141
		計	869	1, 261	2, 130
地域制緑地	法による地域	保安林	0	1, 431	1, 431
		風致地区	263	1, 335	1, 598
		農用地	0	5, 794	5, 794
		計	263	8, 560	8, 823
		累計	1, 132	9, 821	10, 953
	条例	県立自然公園	0	6, 191	6, 191
		環境保護地区	13	0	13
		計	13	6, 191	6, 204
		累計	1, 145	16, 012	17, 157
	協定	緑地協定	102	0	102
		計	102	0	102
		累計	1, 247	16, 012	17, 259
			重複面積	0	4, 650
		合計	1, 247	11, 362	12, 609
		区域面積	10, 006	16, 622	26, 628
		緑地率（％）	12%	68%	47%

資料：平成 13 年度

※緑地率

$$\text{緑地率} = \text{緑地} \div \text{市域面積等}$$

都市公園や学校等の公共施設の緑地、風致地区・自然公園・*緑地協定等、法律や条例、協定によって守られた地域制緑地等、永続性の高い緑の多い地区を「緑地」という（3 頁参照）。

2-4 公共の緑

(1) 都市公園

(1)-1 公園の現況

都市公園は、様々な機能を有する都市の基幹的な施設です。本市では、熊本城、立田山等の拠点緑地や水前寺・江津湖、白川、坪井川等の親水空間を、都市公園として整備し、その保全と活用を図っています。また、身近な生活空間においても、日常的な余暇活動の場として街区公園や近隣公園等の整備を計画的に進めています。

平成13年度末の整備状況は722ヶ所、552haで、市民一人当たりの公園面積は8.3㎡となっています。このほか、民有地等を借りたまちの広場等93ヶ所、9haを供用しています。

公園の種別毎の現況と課題は次の通りです。

表4-2 都市公園等の整備状況

種 別	箇所数 (ヶ所)	箇所数 構成比 (%)	面 積 (㎡)	面積 構成比 (%)	1ヶ所当たり 平均面積 (㎡/ヶ所)	一人当たりの 面積 (㎡/人) ^(注1)
住区基幹公園						
街区公園	620	85.9	756,608	13.7	1,220	1.14
近隣公園	25	3.5	370,199	6.7	14,808	0.56
地区公園	5	0.7	232,066	4.2	46,413	0.35
都市基幹公園						
総合公園	1	0.1	535,686	9.7	535,686	0.81
運動公園	3	0.4	1,150,273	20.8	383,424	1.73
大規模公園						
広域公園	1	0.1	1,162,078	21.0	1,162,078	1.75
特殊公園・緑地						
風致公園	5	0.7	183,835	3.3	36,767	0.28
歴史公園	9	1.2	154,538	2.8	17,171	0.23
墓園	3	0.4	177,979	3.2	59,326	0.27
緑地	50	6.9	800,298	14.5	16,006	1.20
合 計	722	100.0	5,523,560	100.0	7,650	8.32

資料：平成14年3月31日現在

(注1) 平成14年4月1日現在の推計人口664,279人。

ア. 住区基幹公園

住区基幹公園は、市民の安全で快適な住環境を形成する上で必要とされる公園です。街区公園、近隣公園、地区公園の3種類があり、これらを住区(概ね校区)を基本単位として系統だてて整備することが基本とされています。

ア) 街区公園

街区公園は、620ヶ所、76haを供用しており、一人当たりの面積は1.14㎡です。箇所数は公園全体の9割を占めます。しかし、面積は1割程度です。この中には、開発行為で設置されるミニ公園等346ヶ所を含んでおり、1,000㎡以上の公園は274ヶ所、64haで一人当たり0.96㎡の整備水準となっています。

街区公園は、住民に最も身近な公園です。毎年数多くの設置の要望が寄せられています。地域の整備の均衡を図りながら、歩いていける距離の公園整備が望まれます。

イ) 近隣公園

近隣公園は、25ヶ所、37haを供用しています。市民一人当たり0.56㎡の整備水準で、全市域において著しく不足しています。地域のコミュニティーを形成する都市計画上最も基本的な公園です。

ウ) 地区公園

地区公園は、5ヶ所、23haを供用しており、市民一人当たり0.35㎡の整備水準です。

西部地区に柿原公園、小島公園、北部地区に瑞巖寺公園、八景水谷公園、南部地区に田迎公園が供用されています。

イ. 都市基幹公園

都市基幹公園は、都市の骨格形成上最も重要な公園のことであり、総合公園と運動公園の2種類があります。

ア) 総合公園

総合公園は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした公園で、熊本城公園、54haを供用しています。

イ) 運動公園

運動公園は、運動の利用に供することを目的とする公園です。東部地区に県民総合運動公園と水前寺運動公園の2ヶ所、西部地区に白川中原緑地の3ヶ所、合計115haを供用しています。

ウ. 大規模公園

ア) 広域公園

広域公園は、一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした公園です。水前寺江津湖公園、116haを供用しています。

イ) レクリエーション都市

大都市その他の都市圏から発生する広域レクリエーション需要の充足に資する公園で、熊本市では供用している公園はありません。

エ. 特殊公園(風致公園、歴史公園、墓園)・都市緑地等

特殊公園は、風致公園、歴史公園、墓園の3種類があります。風致公園は5ヶ所、歴史公園は9ヶ所、墓園は3ヶ所、合計17ヶ所、52haを供用しています。

また、都市緑地は、主に都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設置される公園で、50ヶ所、80haを供用しています。

(1)－2 公園の整備に関する課題

都市公園は、市民が楽しく利用できるように、質的な充実を図ることが大切です。画一的な整備を避け、利用する市民のニーズを踏まえて、熊本らしい魅力ある公園の整備が必要です。

市民の安全な暮らしを支える上で、防災に資する公園の適切な配置と整備が重要です。

また、長寿・福祉社会の到来と自由時間の増大の中で、余暇活動や健康づくりのための活動は飛躍的に増大するものと予想されます。高齢者、身障者が様々な余暇活動の中で健常者と交流が図れる公園づくりが必要です。

さらに、環境に配慮し自然と共生した都市を目指す本市にとって、自然環境や歴史資源を活かした自然や歴史とふれあえる公園づくりが必要です。

整備にあたっては、公園の整備だけでなく、周辺の道路、公共施設や民有地の緑化とも連携した総合的な緑化の推進が重要です。

(1)－3 公園の管理に関する課題

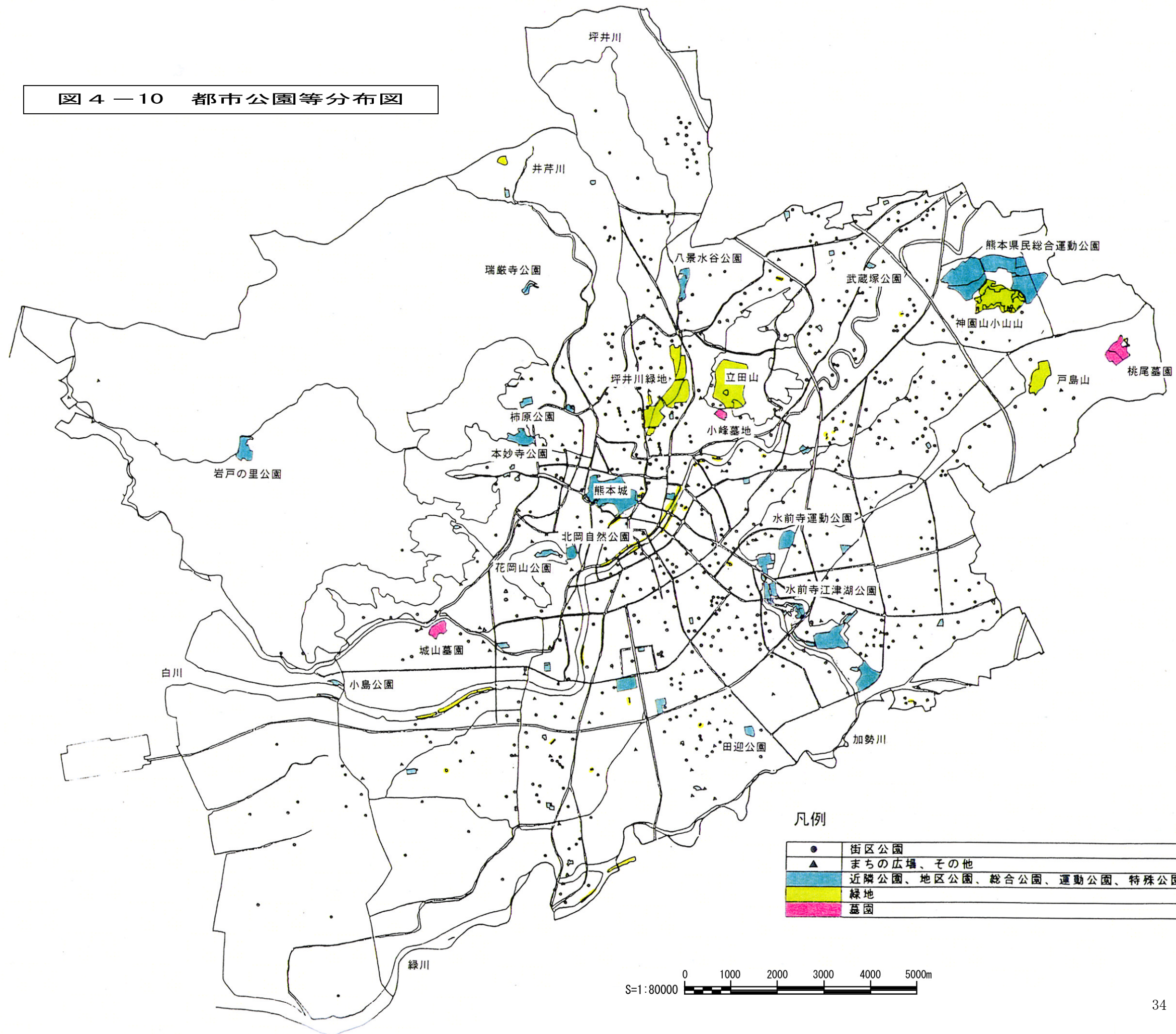
都市公園は、施設の持つ諸機能が十分に発揮され、いつでも誰でもが安全・快適に、公平で、楽しい利用ができなければなりません。

本市では、都市公園の管理主体は複数の部局に分かれていますが、連携を強化し、効率的な管理を行う必要があります。

また、街区公園等の身近な公園は、地域の健康で文化的なレクリエーションの拠点であり、地域住民の自主的な管理運営が望ましいと言えます。現在、540の公園愛護会が結成されており、65%の組織率となっています。今後はその拡大と支援を図っていくことが重要です。

その他、剪定枝や落ち葉の堆肥としての再利用や、公園利用の活性化を図るため、環境学習の場としての案内や身近な公園でのプレイリーダー等、公園ボランティアの人材育成も大切です。

図 4 - 10 都市公園等分布図



（２）河川・海岸

河川や湧水地周辺は、市街地における貴重な緑と自然環境を育んでおり、潤いのある街並み景観の形成に寄与しています。また、豊富な生物を育むとともに、風の道となって都市気象を緩和する機能を果たします。市街地では、川を軸とした潤いのあるまちづくりが展開され、白川リバーオアシス整備が完了し、新屋敷リバーサイド構想、坪井川遊水地の整備等、水辺の自然とふれあえるレクリエーションの場の整備が進められています。

主要河川においては、河川改修が進められています。治水機能の向上を図りつつ、積極的に自然護岸の保全、保護を図り、水辺の生態系に配慮した多自然型の護岸整備が望まれます。

海岸線には自然護岸が残っているものの緑地が少なく、新たな緑地を創出していくことが必要です。また、有明海の広大な干潟は特有の生態系を形成し、生態学的にも重要な地域であるため、積極的に保全を図っていくことが必要です。

その他、本市の特徴として、井手や農業用水路が集落内を網目のように流れています。河川緑地及び海岸線緑地の保全と創出とともに、井手や農業用水路を活用した新たな緑の空間を創出していくことが求められます。

（３）道路

街路樹は、街並みに潤いを与えるとともに、市街地における緑のネットワークを形づくる重要なものです。都市における野鳥の生息地や移動の道として、また、災害時の避難路、延焼遮断帯となる防災緑地として、安全で快適な都市環境を形成する重要な緑地軸です。

市域内の市・県・国道をあわせた路線延長は約 2,701 km で、そのうち緑化されている延長は 174 km、全体の路線延長に占める緑化延長は 6.4% です。

街路樹の樹種はケヤキが最も多く、次にイチョウ、クスノキ、サクラが多く植栽されています。サルスベリやコブシ等の花の咲く木も植栽され、季節感のある街並みづくりが行われています。低木では、ツツジが最も多く、シャリンバイ、カンツバキ、ハマヒサカキ等が多くなっています。

熊本工業高校北通りのケヤキ並木や健軍自衛隊前通りのサクラ並木、中心市街地のオークス通りのクスノキ等は、地域の顔となる場所として親しまれ、森の都の都市景観を形成しています。

拠点緑地や公園、公共施設等との緑のネットワークの構築、幅員の狭い住宅地周辺道路における植栽方法の検討、歴史、文化、風土等の資源を活かした緑道、散策路等の整備、量から質への市民の意識の変化に対応した街路樹の選定、街路樹管理に対する市民参加意識の醸成等の課題があげられます。

表 4－3 街路樹整備状況

	路線延長 (m)	緑化延長 (m)	緑 化 延 長 率	高 木 (本)	低 木 (株)
市 道	2,391,360	81,999	3.4%	10,022	317,548
県 道	241,096	48,615	20.2%	3,723	9,768
国 道	68,873	42,890	60.2%	3,804	192,201
計	2,701,329	173,504	6.4%	17,549	519,517

資料：平成 13 年度末

図 4－11 街路樹整備状況図

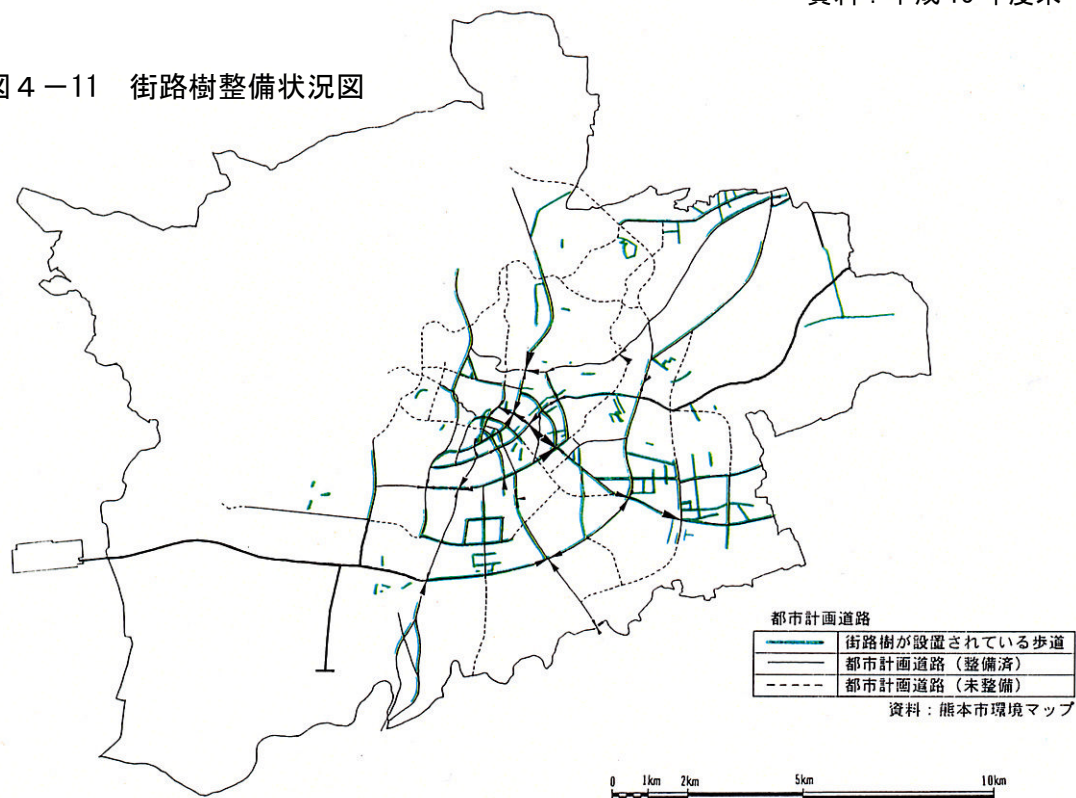


表 4－4 街路樹樹種内訳

	樹種	計 (本)
高 木	ケヤキ	3,485
	イチョウ	2,863
	クスノキ	2,260
	サクラ	1,245
	ハナミズキ	1,166
	トウカエデ	747
	クロガネモチ	465
	コブシ	567
	モクセイ	392
	その他	4,359
	計	17,549

	樹種	計 (本)
低 木	ツツジ	218,605
	シャリンバイ	48,711
	カンツバキ	48,596
	ハマヒサカキ	35,511
	その他	168,094
	計	519,517

◆代表的な街路樹

- ・健軍自衛隊前通り(ソメイヨシノ)
- ・警察学校前通り(ナンキンハゼ)
- ・熊本工業高校北通り(ケヤキ)
- ・学園大通り(ケヤキ)
- ・日銀前(イチョウ)
- ・坪井川河岸、長堀前通り
(シダレヤナギ等)
- ・武蔵ヶ丘団地、楠団地内幹線(クスノキ)
- ・託麻団地内通り(トウカエデ)
- ・東バイパス(クスノキ)
- ・県立大前通り(イチョウ)
- ・オークス通り(クスノキ)

資料：平成 14 年 3 月 31 日現在

(4) 学校

学校の緑は、将来の都市緑化の担い手となる子供たちの教育の場であり、地域に開かれた緑の拠点として重要です。

市では「熊本市みどりの指針」において、学校の緑化目標を緑被率 20%とし、ブロック塀を撤去し、生け垣化を推進する等、重点的に整備を進めてきました。学校毎の緑被率は表 4-5 の通りであり、全体の緑被率は 18.9%です。毎年実施されている「学校環境緑化コンクール」は、学校の良好な環境づくりとともに児童生徒の緑化意識の高揚の場となっています。本市の学校は全日本学校関係緑化コンクールの学校環境緑化部門において、全国有数の成績をあげています。

多くの小・中学校には古くから残る巨樹・大木があり、学校ならびに地域のシンボルツリーとして親しまれていますが、一方では、緑の少ない学校施設も見受けられます。

表 4-5 学校の緑被率

施設名	箇所数	緑被率				敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	樹林面積 (ha)	草地面積 (ha)	緑被率 (%)
		20%以上		20%未満						
		ヶ所	%	ヶ所	%					
小学校	81	25	31	56	69	137.4	23.1	18.1	5.0	16.8
中学校	37	1	3	36	97	89.6	9.2	6.4	2.8	10.3
高等学校	22	9	41	13	59	110.6	20.9	11.7	9.2	18.9
大学・短大等	21	12	57	9	43	143.9	36.7	19.1	17.6	25.5
幼稚園	51	26	51	25	49	10.7	3.0	2.2	0.8	28.0
計	212	73	34	139	66	492.2	92.9	57.5	35.4	18.9

資料：平成 14 年 3 月 31 日現在

(5) 公共施設

市庁舎やコミュニティーセンター、社会体育施設等の公共空間は、地域コミュニティーの核となる場所であり、花木や広葉樹、実のなる木等の季節感のある緑化が進められています。アクアドームくまもと等の大規模施設においては、花いっぱい作戦等の緑化の推進により美しい施設づくりを展開しています。

公共施設の緑化は、「熊本市みどりの指針」で緑被率 20%を確保することを目標としています。庁舎施設や社会体育施設は、平均すると目標値に達していますが、施設毎に差が見られます。また、公営住宅団地は平均緑被率 10.8%と低くなっています。

今後、緑被率の低い施設の緑化を積極的に図ること、また、施設の規模や周辺環境と調和した緑化の推進、民有地緑化を誘発する役割の発揮、建築物緑化等への先導的取り組みを図ることが期待されます。市民に緑の情報を発信し、地域のモデルとなる緑を創出していくことが重要です。

表 4－6 公共施設の緑被率

施設名		箇所数	緑被率				敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	樹林面積 (ha)	草地面積 (ha)	平均 緑被率 (%)
			20%以上		20%未満						
			ヶ所	%	ヶ所	%					
庁舎施設	市	103	46	45	57	55	82.5	20.7	9.6	11.0	25.1
	県	24	8	33	16	67	45.0	9.0	4.7	4.2	20.0
	国	52	16	31	36	69	215.7	90.5	20.8	69.7	42.0
公営住宅団地		88	12	14	76	86	101.9	11.0	6.7	4.3	10.8
社会体育施設		18	9	50	9	50	34.8	10.9	2.7	8.2	31.3
計		285	91	32	194	68	479.9	142.1	44.5	97.4	29.6

資料：平成 14 年 3 月 31 日現在

2-5 地域制緑地（法・条例等による緑地）の指定状況

本市の緑を特徴づける金峰山や立田山等の山地、丘陵地の緑、江津湖、水田等の面的にまとまりのある緑の大部分は、法や条例等によって、永続性の高い緑地となっています。

現在、これらの緑地は金峰山県立自然公園、保安林、風致地区、農用地区域として10,742haが指定されており、熊本市の40%を占めています。また、本市条例に基づき、環境保護地区11ヶ所、保存樹林1ヶ所、保存樹木640本を指定し、住宅団地や事業所等17件で*緑地協定を締結しています。

このように、本市の緑の骨格を形成する重要な緑は、法や条例等によって守られていますが、規制の弱い市街地近郊の山麓部、台地斜面等では開発が進んでいます。また、南部及び西部地区に広がる水田地帯では、市街地に隣接する地域で開発が進み、特に市街化区域内の農地が減少しています。

今後、規制の弱い地域の緑の保全強化、緑地協定締結の推進、市街化区域内に残る樹林・樹木の保全等、緑地としての永続性を高めていくことが必要です。

表4-7 法・条例等による緑地の指定状況

	分 類	指定箇所	指定面積 (ha)	指 定 概 要
法による地域	保安林		1,431	合計 国有林 1,188ha (269ha) 民有林 243ha (94ha) () 内は兼種
	風致地区	7	1,598	・花岡山、万日山 (77ha) ・八景水谷 (10ha) ・立田山 (345ha) ・水前寺 (10ha) ・江津湖 (238ha) ・本妙寺山 (551ha) ・千金甲 (約 367ha)
	農用地区域		5,794	農業振興地域 14,894ha (農用地区域外 9,100ha) 東部、北部の台地や南西部の田畑、金峰山山麓斜面の果樹園等の大部分が農業振興地域に指定されている。
	計		8,823	
条例等	県立自然公園		6,191	金峰山県立自然公園 (全体 7,319ha)
	環境保護地区	11	12.88	平成13年度末 11件 128,769.9㎡ 平成13年「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、11ヶ所を指定している。
	保存樹林	1	0.81	平成13年度末 保存樹木 240ヶ所、640本 保存樹林 1ヶ所、8,094㎡ 昭和48年「緑に関する条例」に基づき、昭和49年より保存樹、昭和59年より保存樹林の指定を行っている。
	保存樹木	240	640本	
協定	緑地協定	17	101.83	都市緑地保全法第14条及び第20条に基づく*緑地協定を制度化し、17件の工業・住宅団地で締結に至っている。

資料：平成14年3月31日現在

図 4-12 法・条例による緑地の指定状況-1

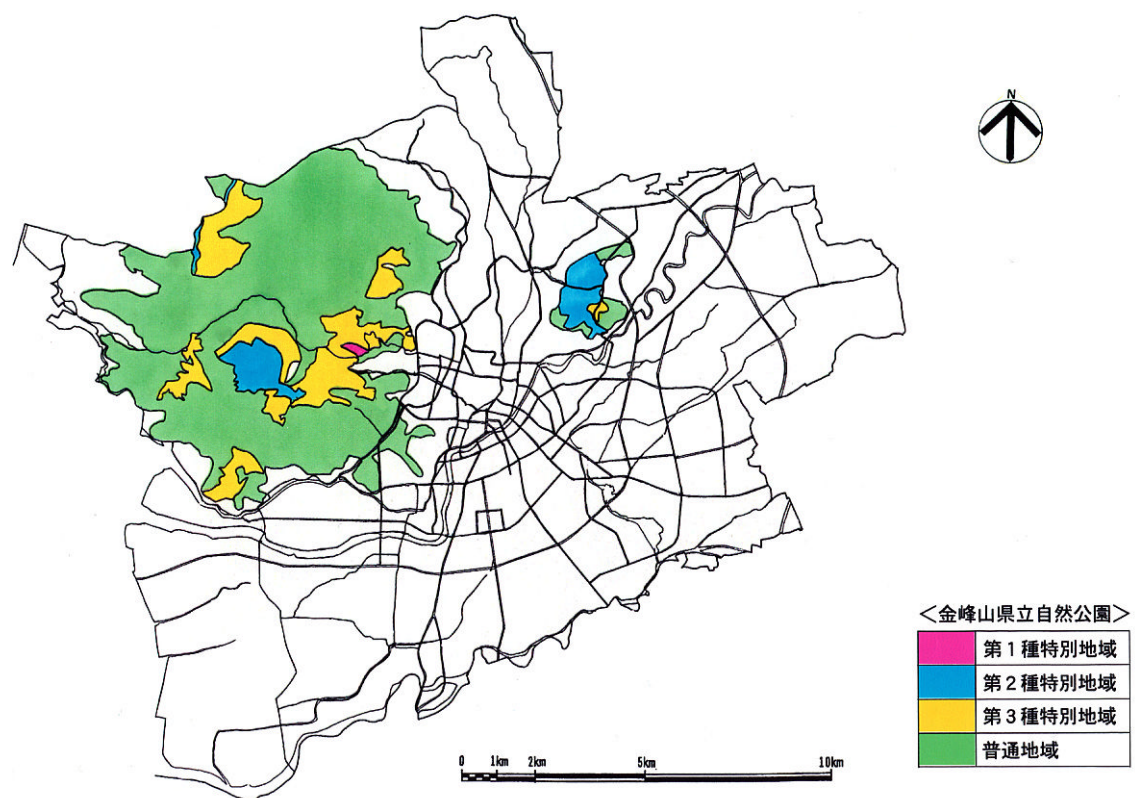


図 4-13 法・条例による緑地の指定状況-2

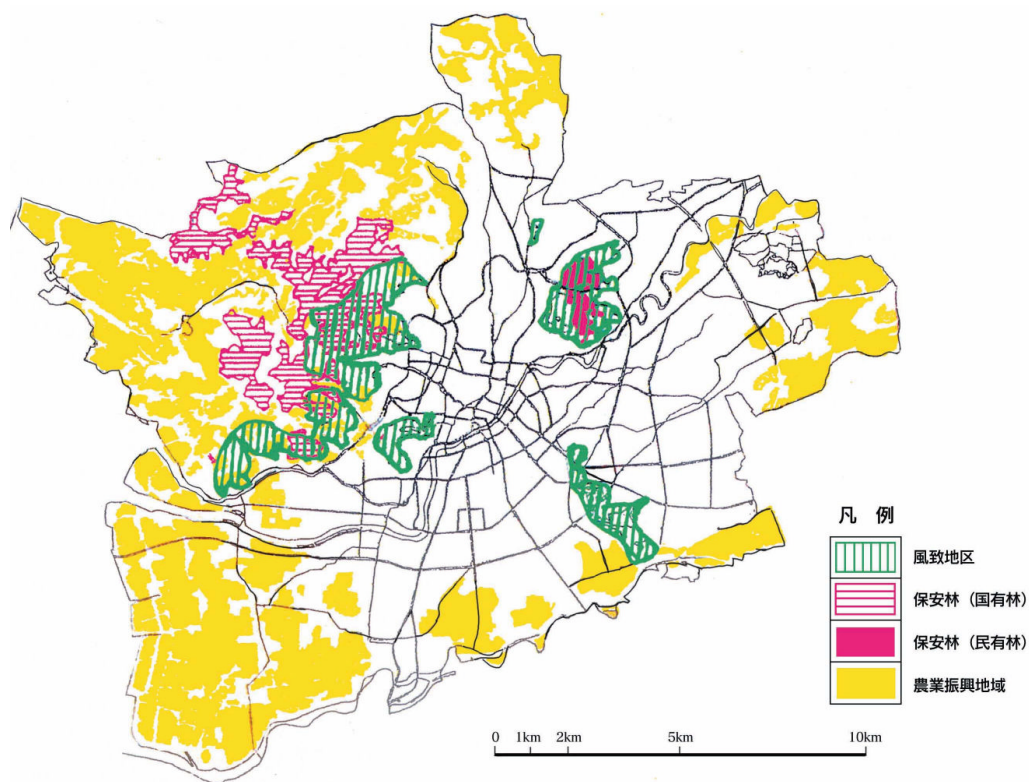
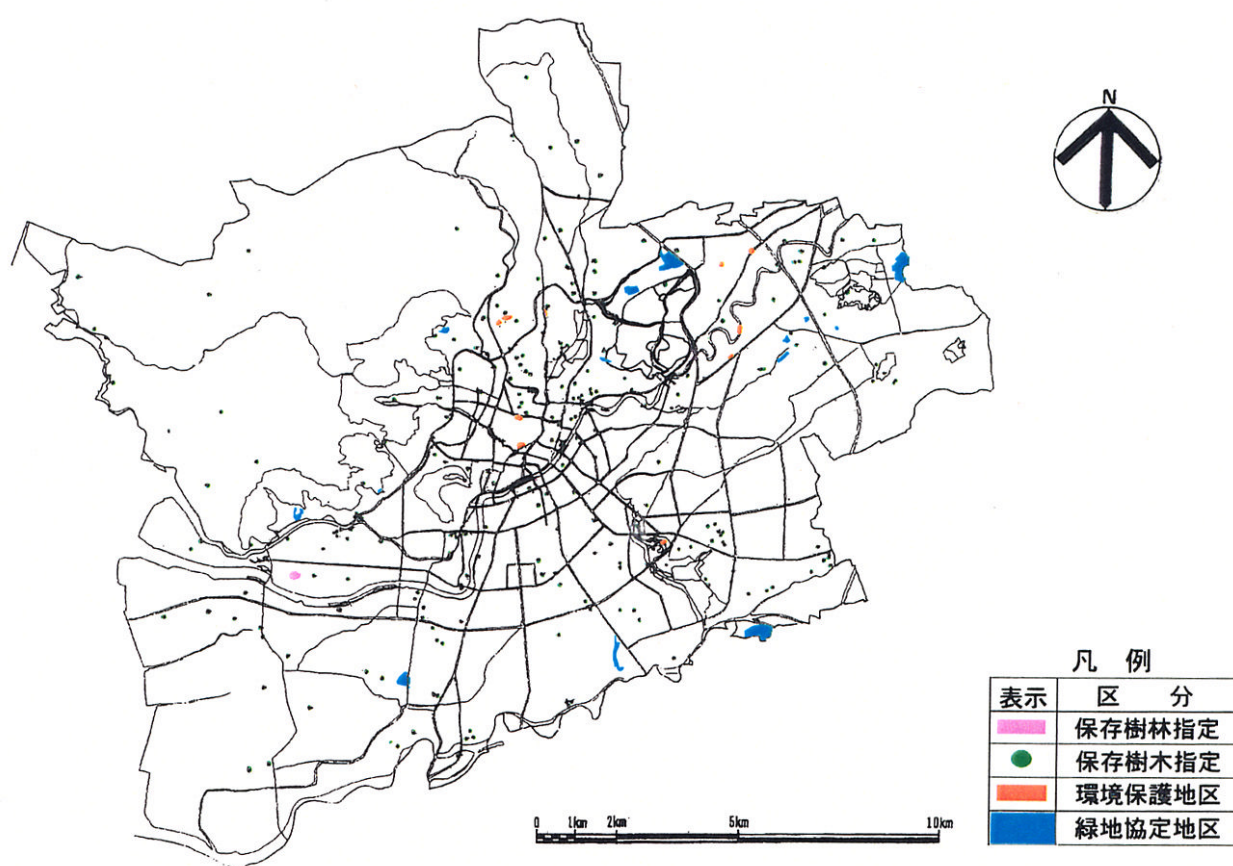


図4-14 法・条例による緑地の指定状況-3



2-6 民有地の緑

(1) 住宅地

緑の総量を増加させていくためには、市域の大半を占める民有地の緑化を図っていくことが重要です。特に、住宅地の緑は、快適な生活環境、潤いある街並みを形成する重要な緑です。

城下町のなごりを残す住宅地や山麓の市街地には、緑豊かな住宅地が形成されています。しかし、市街地の高密度住宅地や郊外に広がる新興住宅地等では、敷地が細分化され、緑化スペースが少なく、緑が少ない市街地となっています。

今後、緑あふれる地域づくりを進めていくためには、条例や協定等による花壇やプランター等を活用した少スペースの緑化、生垣等による緑視効果を高める接道部の緑化等、従来の敷地内に向けた「個人の緑」から、外に向けた「地域の緑」を創出していくことが必要です。

また、立田もえぎ台等の16ヶ所の住宅団地では、*緑地協定を締結し、本市から樹木の配布を行っています。住民の緑化意識の向上を図る上において、積極的に協定を締結していくことが必要です。

(2) 工業地

工業地の緑は、公害防止の観点からのみならず、従業員の勤労意欲の向上や周辺環境の改善、地域景観の向上等、地域環境の改善に寄与します。市では、工場や事業所の緑化の助成や公害防止協定の中で緑化を義務づける等、独自の施策を実施しています。現在、熊本木材工業団地で*緑地協定を締結し、緑豊かな工業団地が形成されています。

今後、公害防止協定から緑化を含めた環境保全協定への転換及び締結の推進、工場規模に応じた緑化スペースの確保、現行の緑化助成制度の充実等が課題となっています。

(3) 商業地

商業地は、住民の生活に密着し、地域の顔となるにぎわい空間です。緑は、商業空間にやすらぎと洗練されたイメージを与え、潤いのある街並みを形成します。また、緑の*オープンスペースは、人々の憩いの場となり、ふれあいや活気を創出しています。

本市の商業地は、中心部のほか健軍、武蔵ヶ丘等に点在しています。電車通りや幹線道路沿線に形成された商業地は、森の都を印象づける重要な場所です。しかし、これらの商業空間は、高密度な空間利用となるために緑化スペースが確保しにくく、主に街路樹や花壇、フラワーボックス等による緑化が図られています。

今後、ゆとりと潤いのあるにぎわい空間を演出するために、積極的に緑化スペースを確保しつつ、壁面緑化、屋上緑化等、商業地の景観を高める建築物緑化を図っていくことが必要です。

(4) 史跡・文化財等

市街地や山麓にかけては、歴史的な社寺や史跡・文化財、夏目漱石や小泉八雲等の人物ゆかりの場所等が多く残り、周辺には豊かな緑が育まれています。特に各地域の社寺境内に残る鎮守の森は、森の都を形成する貴重な緑です。

これらの歴史・文化的環境に残る緑は、先人の知恵の文化を継承するシンボリックな緑であり、地域の*ランドマークとして積極的に保全、育成し、街並みに活かしていくことが必要です。また、住民の生活環境に密着した身近な緑として、市民が気軽に親しめるような活用を図っていくことが求められます。

2-7 中心市街地の緑

中心市街地では、土地の高度利用によって緑化スペースが乏しくなっています。しかし、*ヒートアイランド現象やCO₂排出による地球温暖化の緩和、安らぎと潤いのある街並みづくりのため、中心市街地の緑化を進める必要があります。

本市においては、建築物のスペースを利用した緑化を促進するため、平成14年度から、熊本市中心市街地活性化基本計画区域内（約270ha）で屋上・ベランダ及び壁面緑化の助成をはじめています。また、平成15年度末に策定されたまちづくり戦略計画において、特に緑の少ない中心市街地の取り組みを謳っており、今後各種の緑化事業を推進します。